

富山県・市町村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 申請書類等 Q & A

【1 申請について】

Q1-1 自分が協力金の対象となるか分からないのですが。

A. 5月1日（金）に公表した申請受付要項をご覧ください。
なお、協力金に関する問合せは、以下のコールセンターで受付しております。
（電話のみ）

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金コールセンター

電話番号：076-444-5591 受付時間：午前9時～午後5時

（土、日、祝日も開設しています。）

Q1-2 5月6日以前に書類の提出をしても協力金は支給されますか？

A. 5月6日以前に作成、提出いただいても構いませんが、要項4ページのその他の3にあるように、対象期間内（4月24日（金）から5月6日（水）まで）の内にやむを得ず対象施設の営業を再開（対象施設の一部の営業の再開も含む。）する場合は、必ず、富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金コールセンターにご連絡ください。なお、申請書の受付は5月7日（木）から同月21日（木）までとなります。

Q1-3 協力金はなるべく早く申請しないとなくなってしまうのですか？

A. いいえ、そのようなことはありません。5月21日（木）【当日消印有効】までに申請書をご提出いただければ協力金の支給対象となります。期限内の提出をお願いします。

Q1-4 申請受付期間を過ぎてしまいました。遡っての申請は可能ですか？

A. 遡っての申請は受付しません。

Q1-5 申請書類はどこで手に入れますか？

A. 富山県ホームページからダウンロードできるほか、各市町村、商工団体等での配付を予定しています。追ってホームページで公表します。

【2 「様式1 協力金申請書」について】

Q2-1 ホームページ上の申請書等が印刷できない環境です。紙ベースでの申請書等が欲しいのですが。

A. 県及び各市町村の所定の窓口及び各種団体等の窓口で受け取りできますが、受け取りは5月7日（木）以降となります。

なお、当該窓口については、改めて県のホームページでご案内します。

Q2-2 個人で経営している「カラオケボックス」を休業し、「レストラン」の営業時間を午前10時から午後7時までに短縮しているのですが、20万円と10万円の両方にチェックを入れて申請すれば、協力金は30万円支給されますか？

A. 「休業要請等対象施設」の「カラオケボックス」休業と、「営業時間の短縮の協力要請施設」である「レストラン」の時間短縮を行っていただいた場合は、カラオケボックスに係る協力金のみが対象となりますので、20万円のチェックボックスのみにチェックを入れてください。

Q2-3 法人番号が分からない場合はどうしたらよいですか？

A. 法人番号は、国税庁のサイトで検索できます。
(法人番号公表サイト) <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)

Q2-4 金融機関コードや支店コードが分からない場合はどうしたらよいですか？

A. 金融機関コードや支店コードは、通帳や金融機関ホームページ等で確認することができます。
なお、不明な場合は、空白でも構いません。

Q2-5 固定電話と携帯電話のいずれか一方しかない場合はどうすればよいですか？

A. いずれか一方のみ記載で構いませんが、提出書類に不備があった場合等に連絡することがあるので、連絡をとれる番号を記載してください。

【3 「様式2 休業・時短要請に応じた施設の一覧」について】

Q3-1 該当する施設コードが見つかりません。

A. 類似施設の施設コード(別表1を参照)を記載してください。類似施設もない場合は、施設区分の最後にある「上記以外の…」(コードの下2桁が「99」)を選択してください。

Q3-2 床面積は対象かどうかに関係ありますか？

A. 申請受付要項別表1の施設区分が「5博物館等」、「7大学・学習塾等」、「8ホテル又は旅館」、「9商業施設」に該当する場合、床面積が100㎡を超える場合は対象となります。

Q3-3 日によって短縮営業した時間帯が違いますが、どのように記載すればよいでしょうか？

A. 曜日の中で来店客数が平均的に最も多く訪れる曜日を選択して記載してください。

【4 「様式3 誓約書」について】

Q4-1 誓約書は押印が必要ですか？

A. いいえ、必要ありません。ただし、必ず様式3をご利用ください。なお、誓約書の最下部にある所在地名称及び代表者名などの欄は、必ず自署でお願いします。

【5 添付書類について】

Q5-1 営業活動を行っていることがわかる書類とはどのようなものですか？

A. 確定申告書（税務署の受付印または電子申告の受信通知がなくても可）または直近の経理帳簿（令和2年1月から4月22日までを含むもの）などです。

Q5-2 確定申告書を郵送または電子申告等しているため、税務署の受付印や受信通知を受けていません。この確定申告書は提出書類として足りませんか？

A. 税務署の受付印・受信通知がなくても問題ありません。

Q5-3 直近の経理帳簿とは具体的にどのようなものですか？

A. 仕入帳簿、現金出納帳、商品有高帳等で、令和2年1月から令和2年4月22日までに営業活動を行っていることがわかるものです。なお、開業して間もない場合は、開業後から令和2年4月22日までに営業活動を行っていることがわかるものを提出してください。

Q5-4 確定申告書の作成がない場合（設立後決算期や申告時期を迎えていない場合）などは、どうすればよいでしょうか？

A. 税務署へ提出した法人設立届、開業届出書の写しや、直近の経理帳簿の写しをご提出ください。

Q5-5 直近の経理帳簿はいつ時点のものが必要になりますか？

A. 申請者の方には、新型コロナウイルス感染症の影響により、営業を休止するまで、恒常的に営業していたことを証明していただく必要があります。令和2年1月から4月22日までを含む経理帳簿等の写しをご提出ください。

Q5-6 直近の経理帳簿とは具体的に何ですか？

A. 例えば、確定申告予定の申告書、月次の売上帳簿や現金出納帳など営業活動を行っていることが客観的に分かる書類の写しが考えられます。なお、最終的には、個々の事業者の営業実態を書類確認したうえで、判断させていただきます。

Q5-7 外景及び内景の写真とは、具体的にどのようなものですか？

A. 外景は、社名や店舗名が確認できる写真で、内景は、対象施設の種類が確認できる写真です（例：飲食店であれば、客席、厨房等が確認できる写真、土産物店であれば、土産を売っていることがわかる写真）。なお、1枚に収まらない場合は複数枚になっても構いません。

Q5-8 店舗や事業所ごとの外景（社名や店舗名入り）及び内景の写真は、現像する必要がありますか？

A. 必ずしも現像する必要はありませんが、コピー用紙等に印刷し提出する必要があります。

Q5-9 本人確認書類は1種類でよいのでしょうか？

A. 運転免許証、パスポート等の氏名、住所、生年月日が確認できる写真付の公的機関が発行している証明書類のいずれか1つで構いません。

Q5-10 休業等していることを第三者が分かる書類とは具体的に何ですか？

A. 今回の休業等要請に応じて4月24日（金）から5月6日（水）まで全面的に休止したことや、営業時間を変更したことがわかる自社ホームページ画面の写し、店頭で休業等を明示して掲示されている告知チラシやその掲示している外観写真などが考えられます。休業する事業者等の名称や状況（休業の期間、営業時間の変更）がわかるよう工夫願います。複数の施設が混在している場合は、対象の施設部分が休業等を確実に実施していることがわかる書類を用意してください。

Q5-11 床面積の図面がないのですが。

A. 手書きの図面でもいいので、床面積の計算が分かる図面を作成ください。

Q5-12 おもちゃ屋（基本的に休止を要請する施設）、衣料品店（基本的に休止を要請しない施設）を一つのフロアで運営していますが、どのように床面積を示せばよいですか？

A. 休業したおもちゃ屋部分について、マーカー等で分かりやすく図示し、床面積に㎡数について記載してください。

なお、この問いの場合、協力金の対象となるためには、図示したおもちゃ屋の床面積が100㎡より大きいことが条件となります。

Q5-13 通帳の写しはどの部分をコピーすればよいですか？

A. 金融機関名、本・支店名、口座番号、口座名義人が記載されているページの写しをコピーいただき、様式4に貼り付けて提出してください。

Q5-14 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいですか？

A. 本人確認ができませんので受け付けられません。

【6 その他】

Q6-1 申請書チェックリストは提出が必要ですか？

A. 必ず提出してください。

Q6-2 追加で提出を求められる書類とは何ですか？

A. 審査の段階で営業実態や休業の状況が不明瞭な場合は、別途資料の提出を求められることがあります。

なお、期限までに提出を求めた書類の提出がない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は不支給として決定させていただきます。

また、申請書類は返却いたしません。